

秋田県告示第451号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業及び定置漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定に基づき、公示する。

平成30年9月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

- 1 公示番号 区第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港南平沢地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第8号（男鹿市船川港石油備蓄基地防波堤西端灯台（船川港防波堤灯台から223度1,920メートル）前に設置した標柱をいう。以下同じ。）から152度390メートルの点

イ 基点区第8号から148度690メートルの点

ウ 基点区第8号から171度770メートルの点

エ 基点区第8号から187度520メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港南平沢

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第2

- 1 公示番号 区第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港増川地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第9号（男鹿市船川港女川鶴ノ崎に設置した標柱をいう。以下同じ。）から97度00分1,640メートルの点

イ 基点区第9号から95度45分1,930メートルの点

ウ 基点区第9号から109度30分2,040メートルの点

エ 基点区第9号から113度00分1,770メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港増川

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第3

1 公示番号 区第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港女川地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第9号から98度00分1,400メートルの点

イ 基点区第9号から106度00分1,575メートルの点

ウ 基点区第9号から145度30分1,150メートルの点

エ 基点区第9号から143度30分880メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港女川

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第4

1 公示番号 区第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先(鶴ノ崎沖)

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第15号(男鹿市船川港船川灯台(鶴ノ崎)をいう。以下同じ。)から249度00分1,140メートルの点

イ 基点区第15号から215度00分960メートルの点

ウ 基点区第15号から214度25分1,280メートルの点

エ 基点区第15号から239度25分1,420メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港台島

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第5

1 公示番号 区第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第10号（男鹿市船川港台島字不動前、不動橋東端上流に設置した標柱をいう。以下同じ。）から159度30分450メートルの点

イ 基点区第10号から147度00分1,000メートルの点

ウ 基点区第10号から167度00分1,240メートルの点

エ 基点区第10号から186度00分800メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港台島

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第6

1 公示番号 区第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港椿地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第11号（男鹿市船川港椿、椿漁港第1防波堤灯台前に設置した標柱をいう。以下同じ。）から158度00分530メートルの点

イ 基点区第11号から141度30分560メートルの点

ウ 基点区第11号から146度30分750メートルの点

エ 基点区第11号から136度00分800メートルの点

オ 基点区第11号から142度00分1,090メートルの点

カ 基点区第11号から157度00分1,260メートルの点

キ 基点区第11号から163度00分1,300メートルの点

ク 基点区第11号から158度00分750メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港椿

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第7

1 公示番号 区第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港双六地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第12号（男鹿市船川港椿、椿港埋立護岸に設置した標注をいう。以下同じ。）から214度00分450メートルの点

イ 基点区第12号から172度00分370メートルの点

ウ 基点区第12号から177度00分660メートルの点

エ 基点区第12号から201度00分720メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港双六

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第8

1 公示番号 区第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港双六及び小浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第13号（男鹿市船川港双六字打越167番地に設置した標注をいう。以下同じ。）から238度30分870メートルの点

イ 基点区第13号から172度00分350メートルの点

ウ 基点区第13号から172度00分850メートルの点

エ 基点区第13号から217度00分1,140メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港双六及び小浜

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第9

1 公示番号 区第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港本山門前地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第14号（男鹿市船川港本山門前阿治ヶ島に設置した標注をいう。以下同じ。）から162度42分1,669メートルの点

イ 基点区第14号から169度54分1,681メートルの点

ウ 基点区第14号から181度00分650メートルの点

エ 基点区第14号から162度42分600メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港本山門前

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第10

1 公示番号 区第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港比詰及び脇本脇本地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第19号（男鹿市船川港と同市脇本との境に設置した標柱をいう。以下同じ。）から155度40分1,500メートルの点

イ 基点区第19号から132度28分2,000メートルの点

ウ 基点区第19号から140度28分2,460メートルの点

エ 基点区第19号から165度36分53秒1,910メートルの点

オ 基点区第19号から168度29分11秒1,518メートルの点

カ 基点区第19号から155度40分1,650メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港南平沢、船川、金川、比詰及び同市脇本

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ、エ、オ及びカの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第11

1 公示番号 区第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ・貝類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市戸賀戸賀地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第20号（男鹿市戸賀浜塩谷南側斜路の南端に設置した標注をいう。以下同じ。）から265度22分310メートルの点

イ 基点区第20号から222度52分450メートルの点

ウ 基点区第20号から231度14分510メートルの点

エ 基点区第20号から247度24分760メートルの点

オ 基点区第20号から236度11分850メートルの点

カ 基点区第20号から244度57分1,020メートルの点

キ 基点区第20号から265度22分1,020メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第12

1 公示番号 区第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類・魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市戸賀戸賀地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第20号から231度14分510メートルの点

イ 基点区第20号から216度44分650メートルの点

ウ 基点区第20号から236度11分850メートルの点

エ 基点区第20号から247度24分760メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第13

1 公示番号 区第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 潟上市天王地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第3号（潟上市天王江川字浜山に設置した標柱をいう。）から230度00分2,800メートルの点

イ アから140度00分2,000メートルの点

ウ イから230度00分1,000メートルの点

エ ウから320度00分2,000メートルの点

3 地元地区 潟上市天王

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

- 5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- 6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで
- 7 免許予定日 平成31年1月1日

第14

- 1 公示番号 区第14号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 山本郡八峰町八森長坂地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第21号(山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設置した標柱をいう。以下同じ。)

から161度49分45秒731メートルの点

イ 基点区第21号から154度35分51秒956メートルの点

ウ 基点区第21号から172度41分57秒1,137メートルの点

エ 基点区第21号から180度51分21秒873メートルの点

3 地元地区 山本郡八峰町八森

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第15

- 1 公示番号 区第15号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦西黒沢地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第22号(男鹿市北浦字湯の尻と市北浦字西黒沢との境の大明神崎に設置した標柱をいう。以下同じ。)から305度33分44秒1,468メートルの点

イ 基点区第22号から299度15分20秒1,193メートルの点

ウ 基点区第22号から288度15分18秒1,269メートルの点

エ 基点区第22号から295度45分28秒1,520メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦西黒沢

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第16

- 1 公示番号 区第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	11月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置 由利本荘市岩城内道川地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点区第16号（由利本荘市岩城二古字川尻に設置した標柱をいう。以下同じ。）から287度49分45秒3, 810メートルの点
- イ 基点区第16号から282度50分52秒3, 658メートルの点
- ウ 基点区第16号から283度49分38秒3, 966メートルの点
- エ 基点区第16号から286度29分40秒4, 017メートルの点

3 地元地区 由利本荘市岩城

4 制限又は条件

- (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
- (2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
- (3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第17

1 公示番号 区第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船越地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点区第7号（男鹿市脇本と同市船越との境に設置した標柱をいう。以下同じ。）から164度3分4秒1, 714メートルの点
- イ 基点区第7号から156度39分2秒1, 968メートルの点
- ウ 基点区第7号から163度46分12秒2, 205メートルの点
- エ 基点区第7号から171度5分24秒1, 980メートルの点

3 地元地区 男鹿市船越

4 制限又は条件

- (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
- (2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
- (3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第18

1 公示番号 区第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 山本郡八峰町八森岩館地先



(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第23号（山本郡八峰町岩館四等三角点上の標識をいう。以下同じ。）から 311度00分180メートルの点

イ 基点区第23号から309度00分158メートルの点

ウ 基点区第23号から275度18分211メートルの点

エ 基点区第23号から293度48分281メートルの点

3 地元地区 山本郡八峰町八森

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第19

1 公示番号 定第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第2号（男鹿市船川港台島字浜平船揚場上の標識をいう。以下同じ。）から補助点第2号（男鹿市船川港椿漁港西防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として329度19分58秒964メートルの点

イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として298度20分58秒1,401メートルの点

ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として316度35分32秒2,196メートルの点

エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として339度47分49秒1,929メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第20

1 公示番号 定第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として339度47分49秒1,929メートルの点

イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として316度35分32秒2,196メートルの点

ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として323度23分48秒2,896メートルの点

エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として341度24分48秒2,668メートルの点

- 3 地元地区 男鹿市船川港
- 4 制限又は条件
  - (1) 沖手網を使用してはならない。
  - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
  - (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。
- 5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- 6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで
- 7 免許予定日 平成31年1月1日

第21

- 1 公示番号 定第3号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、たら定置漁業	11月16日から翌年4月14日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先
- (3) 漁場の区域
 

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として313度19分53秒1,974メートルの点

イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として299度58分08秒2,216メートルの点

ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として308度18分02秒2,639メートルの点

エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として319度52分37秒2,476メートルの点

- 3 地元地区 男鹿市船川港
- 4 制限又は条件
  - (1) 沖手網を使用してはならない。
  - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
  - (3) はたはたを11月16日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。
- 5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- 6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで
- 7 免許予定日 平成31年1月1日

第22

- 1 公示番号 定第4号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、たら定置漁業	11月16日から翌年4月14日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先
- (3) 漁場の区域
 

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として319度52分37秒2,476メートルの点

イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として308度18分02秒2,639メートルの点

ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として312度32分54秒3,087メートルの点

エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として323度23分31秒2,888メートルの点

- 3 地元地区 男鹿市船川港
- 4 制限又は条件
  - (1) 沖手網を使用してはならない。
  - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
  - (3) はたはたを11月16日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。
- 5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- 6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで
- 7 免許予定日 平成31年1月1日

第23

- 1 公示番号 定第5号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第4号（男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第2防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）から補助点第4号（男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第1防波堤堤幹部上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として262度17分57秒645メートルの点

イ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として253度56分21秒839メートルの点

ウ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として269度18分23秒1,121メートルの点

エ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として282度53分48秒948メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第24

1 公示番号 定第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第5号（男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識をいう。以下同じ。）から補助点第5号（男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として166度48分45秒262メートルの点

イ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として108度26分06秒178メートルの点

ウ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として117度20分27秒775メートルの点

エ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として152度07分33秒841メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第25

1 公示番号 定第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として186度41分01秒1,288メートルの点

- イ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として181度37分11秒1,089メートルの点
- ウ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として160度32分07秒1,327メートルの点
- エ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として172度52分57秒1,645メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第26

1 公示番号 定第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第8号（男鹿市北浦入道崎字下中野の標識をいう。以下同じ。）から補助点第8号（男鹿市北浦入道崎字下中野四等三角点上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として299度21分31秒434メートルの点

イ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として251度37分35秒451メートルの点

ウ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として260度04分32秒902メートルの点

エ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度12分40秒904メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第27

1 公示番号 定第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度12分40秒904メートルの点

イ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として260度04分32秒902メートルの点

ウ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として262度13分51秒1,352メートルの点

エ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度09分27秒1,354メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第28

1 公示番号 定第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月20日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第9号（男鹿市北浦入道崎字昆布浦の標識をいう。以下同じ。）から補助点第9号（男鹿市北浦入道崎字昆布浦石碑前の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として138度18分59秒1,009メートルの点

イ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として126度13分43秒832メートルの点

ウ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として104度40分54秒1,498メートルの点

エ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として120度07分17秒1,676メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月1日から12月31日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第29

1 公示番号 定第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として111度07分10秒1,984メートルの点

イ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として98度37分13秒1,893メートルの点

ウ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として94度03分19秒2,605メートルの点

エ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として105度57分13秒2,834メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第30

1 公示番号 定第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦北浦地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第10号（男鹿市北浦北浦字北浦北浦漁港第7防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）から補助点第10号（男鹿市北浦北浦字栄町北浦漁港第1防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として220度01分10秒3, 356メートルの点

イ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として208度20分11秒3, 535メートルの点

ウ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として213度13分19秒4, 317メートルの点

エ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として224度00分05秒4, 189メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第31

1 公示番号 定第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦北浦地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として224度00分05秒4, 189メートルの点

イ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として213度13分19秒4, 317メートルの点

ウ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として216度55分01秒5, 233メートルの点

エ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として226度42分08秒5, 127メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日

第32

1 公示番号 定第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市五里合中石地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第11号（男鹿市五里合中石字北浜野護岸上の標識をいう。以下同じ。）から補助点第11号（鹿市五里合神谷字長者森五里合漁港第3防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として96度02分16秒4, 038メートルの点

イ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として88度56分41秒3, 970メートルの点

ウ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として88度28分31秒4, 469メートルの点

エ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として94度47分58秒4, 529メートルの点

3 地元地区 男鹿市五里合

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

6 申請期間 平成30年9月28日から同年11月22日まで

7 免許予定日 平成31年1月1日